

# サッシを安全・安心に使って いただく為に

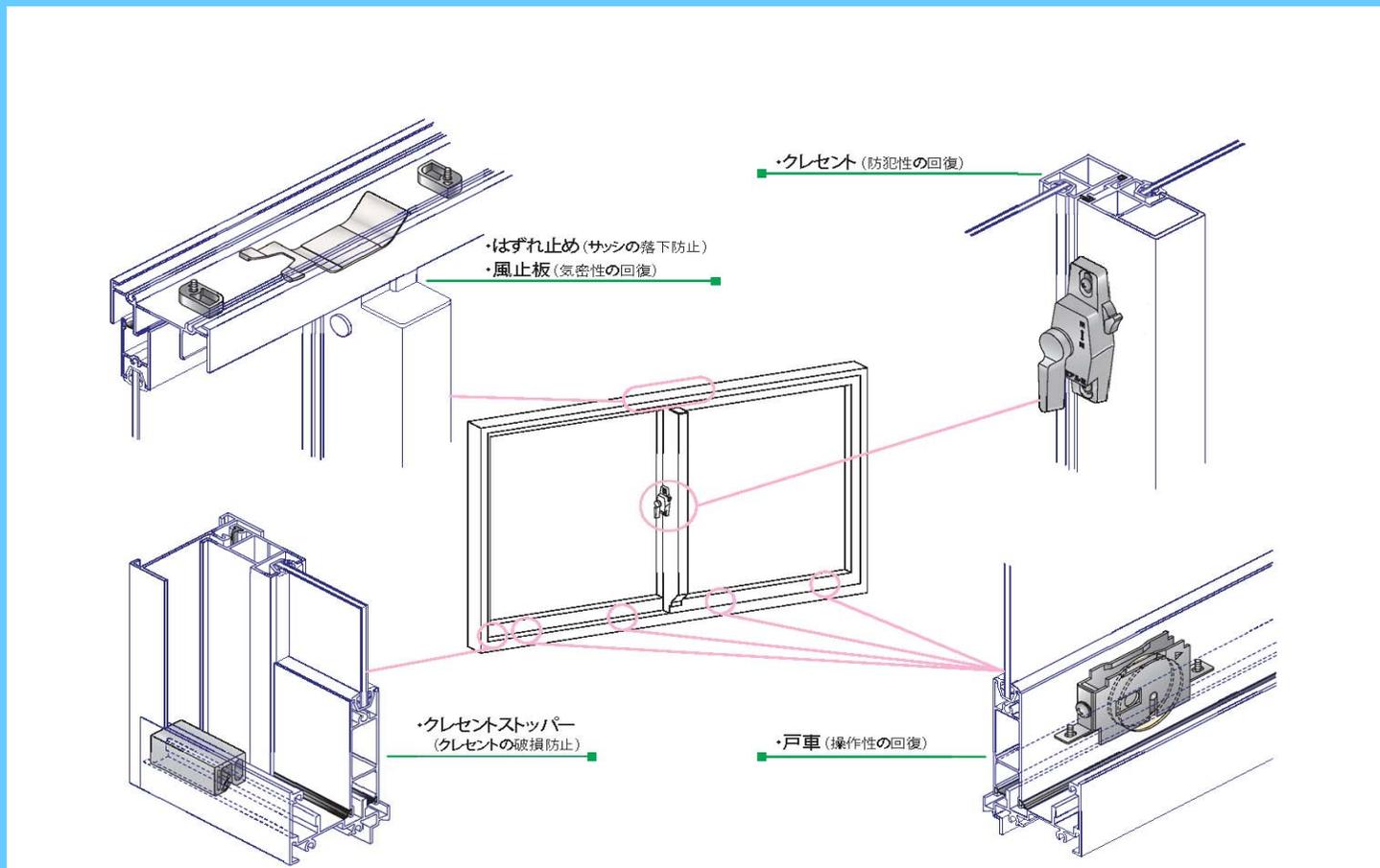
部品とその機能及び経年劣化  
調査・診断に関して

福岡市教育委員会  
(財)福岡市施設整備公社

平成24年

# 1、引き違い窓の部品

- 主な部品の基本的な設置場所と呼称



## 2、機能別による部品区分

- **安全性の機能部品**

  - クレセント (防犯性)

  - 外れ止め (サッシの落下防止)

  - クレセントストッパー、障子ストッパー

    - (クレセント破損、指はさみ等防止)

- **開閉操作性の機能部品**

  - 戸車 (作動操作性)

  - 振れ止め (面内外の振れ防止)

- **気密性の機能部品**

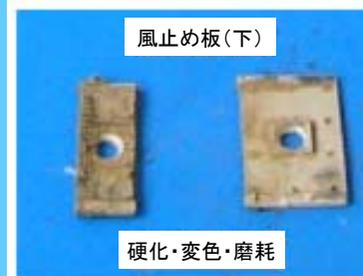
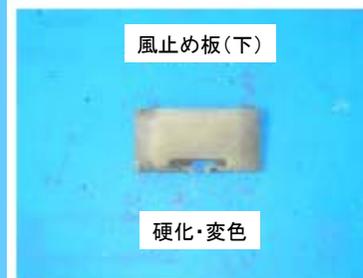
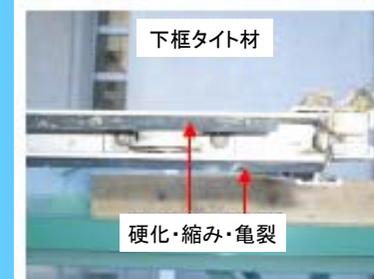
  - 風止め板 (気密性保持)

  - タイト材 (気密性保持)

# 3-1、部品の劣化状況



# 3-2部品の劣化状況

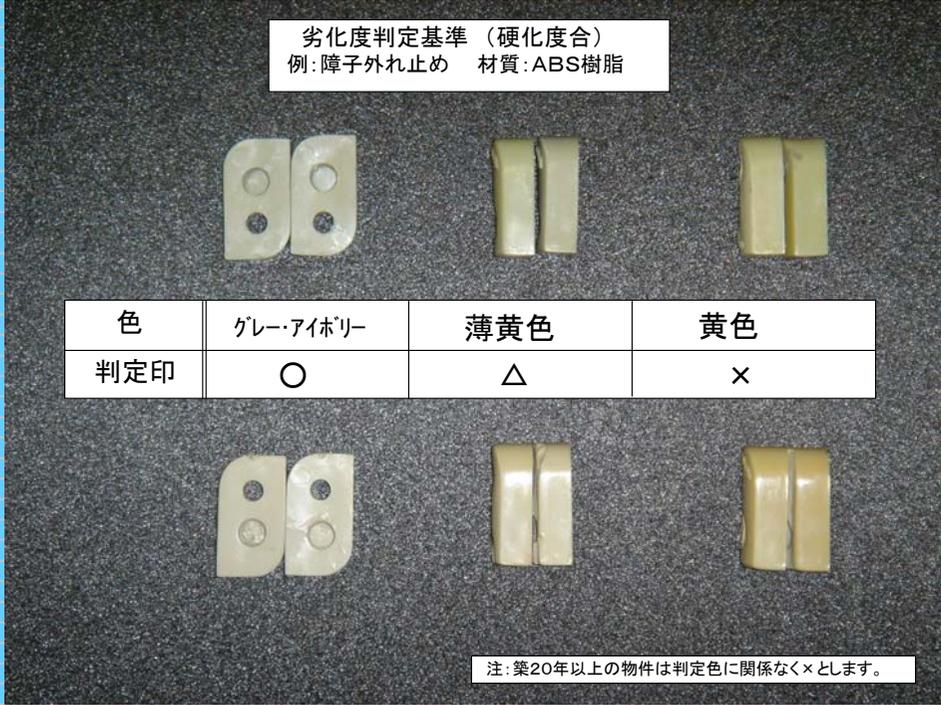


# 4-1、部品劣化の判断

- 樹脂部品

外れ止め(材質ABS樹脂)の劣化度合い判定

劣化度判定基準 (硬化度合)  
例: 障子外れ止め 材質: ABS樹脂



色	グレー・アイボリー	薄黄色	黄色
判定印	○	△	×

注: 築20年以上の物件は判定色に関係なく×とします。

# 4-2、アルミ表面の判断

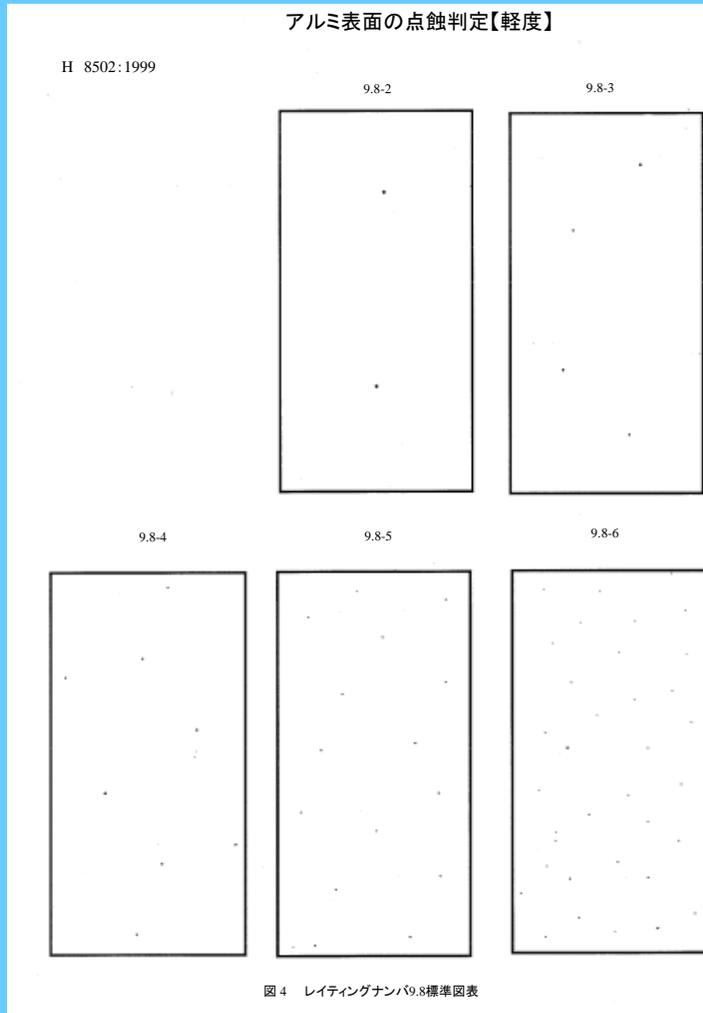


図4 レイティングナンバ9.8標準図表

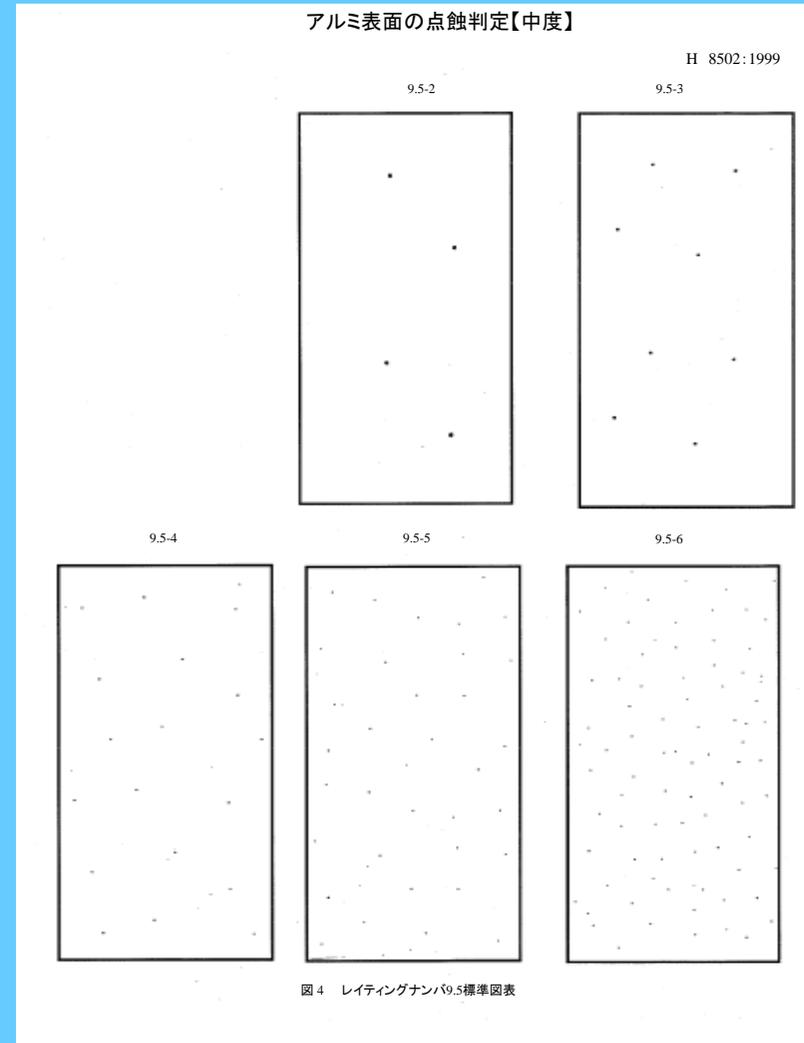


図4 レイティングナンバ9.5標準図表

# 5、引き違い窓用作業手順

## 引き違い窓 作業マニュアル

- ① 上枠外れ止めを取外し。
- ② 障子を枠より取外し、作業台に平置きし作業準備をする。
- ③ 下枠の組み立てビスを取外し、タイトピース、レールガイドを除去します。  
次に下枠を外し、戸車及び下枠タイト材、戸当り框タイト材の交換を同時に行います。  
※ 同時に上下框を外さない事、又ガラス押えがビード押えの場合はビードを傷めないように框を取外す。  
※ シール押えの場合は、シールを一部切除し（上下框部分のみ）上下框を取外す。  
※ タイト材の交換時に、タイト材ホルダー（溝）にゴミ・タイト材が残ってしまう場合がありますので、ジグを使ってタイト材ホルダーに残ってしまったゴミ及びタイト材を除去して下さい。（図1・図2）



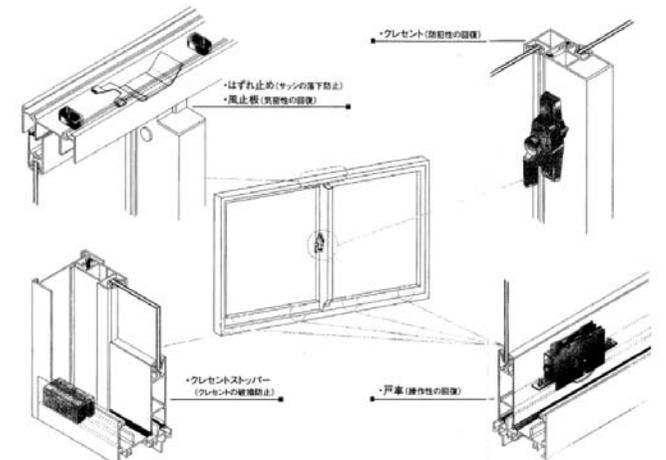
- ④ 戸車、下枠タイト材、戸当り框タイト材の取替が済んだら、下枠を組み付けします。
- ⑤ 上枠タイト材の取替作業を致します。  
(公団住宅用サッシは換気小窓がありますので框を取外し時はガラスが破損しない様に注意する事)  
上枠取外し作業時に振れ止めを同時に撤去し、框組み付け時に新品を組み付ける。
- ⑥ 召合せ框のタイト材の取替をします。
- ⑦ ホールプレートの取替をします。
- ⑧ 次に、クレセントの取替作業を致します。

- ⑨ クレセントの取替が終わりましたら、受けの取替を致します。  
召合せ框と受けの間に（図3）の様に細いマイナスドライバーを差込切り欠きよりズラして取り除きます。（図4）（ビードの損傷に注意）



- ⑩ 障子の部品取替作業が終了したら、障子を枠に吊り込み、建付け調整及びクレセントの調整を行い、外れ止めを取付けします。  
※既存の外れ止めが障子と干渉してしまう場合は、汎用外れ止めに変更して取付ける。
- ⑪ ガラスシールの切除を行った場合はシールの復旧をします。

## 主要部品位置図



# 6、特殊外れ止めの例

備考

特殊外れ止め

外障子上框内臓タイプ

(3B70BLC・3A70N・HL・サンミッテ70 引き違い窓 等)

外し方は、外障子上框に2ヶ所外れ止め解除用の穴があいているので穴より差し棒でレバーを解除し障子を外す。



振れ止め兼外れ止めタイプ

(3A70SAT・3A100SAT・3B70BLII 引き違い窓 等)

外障子召合せ上部に取付されているビスを緩めて部品を下げ、障子を外す。



# 7、確認

1. サッシは、各種の部品にて機能、性能を維持している。
2. 部品は各種の素材で出来ている。
3. 部品は経年劣化するものである。
4. 人の扱い方、環境の変化によっては不安要素がある。  
(不具合のある場合は、開閉しない。)  
(専門業者への診断・メンテナンス依頼)
5. 以上の要因が重なると不安要因が増幅される。



## \* 御願ひ事項

### ・日頃の点検

10年経過より注意が必要

### ・純正部品

市販品ではなく、メーカー純正品の使用が原則  
(純正以外は、一層の不具合が起きる可能性が大きい)

### ・診断調査

責任ある専門業者、メーカーへの依頼及び相談

### ・診断提案による 対策検討